

市第 46 号議案 横浜市介護保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

介護保険法施行令の一部改正により、介護認定審査会の委員の任期について、2 年を超え 3 年以下の期間で、市町村が条例で定めることができるようになったため、横浜市介護保険条例（平成 12 年 3 月横浜市条例第 27 号。以下「条例」という。）の一部を改正します。

2 改正理由

介護認定審査会の委員の任期は、これまで政令で一律 2 年とされていましたが、地方分権改革に関する「地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、委員の任期を市町村の実情に応じて柔軟に対応できるよう政令が改正されました。本市では現状でも 8 割以上の委員が再任されていますが、委員の任期を条例で 3 年と定めることで介護認定審査会の運営が更に安定するほか、委嘱時における関係機関との調整などに係る事務の軽減も見込まれるため改正します。

3 改正の概要

現在の横浜市介護認定審査会の委員の任期は、平成 29 年 3 月 31 日をもって満了しますが、29 年 4 月 1 日に開始される次期委員の委嘱から、その任期を 3 年とすることとし、条例第 3 条の次に介護認定審査会の委員の任期を定める条文を追加します。

○条例改正の追加条文

（介護認定審査会の委員の任期）

第 3 条の 2 介護保険施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 6 条第 1 項の規定により条例で定める期間は、3 年とする。

<参考：介護保険法施行令（抜粋）>

（委員の任期）

第 6 条 委員の任期は、2 年（委員の任期を 2 年を超え 3 年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあっては、当該条例で定める期間）とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

4 施行予定日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

（参考）介護認定審査会は、要介護認定の審査・判定を行うため、市町村が設置する附属機関で、審査会委員は、医師や看護師、社会福祉士など医療・保健・福祉の学識経験者を市長が任命します。

